

4 営農費用への助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
1	山形県	独立自営就農者定着支援事業	認定新規就農者等（新規参入者） ・営農費用助成は50歳以上65歳未満の方	【営農費用助成】 ○営農費用（種苗費、農薬費、肥料代等）の一部を助成。（年間最大66万円、3年以内）	—	—	(公財)やまがた農業支援センター (農サボやまがた)	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	⑤営農費用助成
2	山形県	経営発展支援事業 (新規就農者育成総合対策)	・経営開始時に49歳以下の認定新規就農者 ・R5年度中に経営を開始する者等	補助対象事業費上限1,000万円 (経営開始資金受給者は上限500万円) 機械、施設の導入経費等	—	予算の範囲内	(申し込み) 各市町村農林担当課	—	—	⑤営農費用助成
3	①山形市	新規就農支援事業 (農地賃借・機械、施設導入)	就農から3年以内の者（18歳～70歳）	新たに農業経営を開始した新規就農者（70歳以下）の農地賃借や、農業用機械・施設の購入費を補助。 ○農地：実際の賃借料と補助基準額に、賃借面積を乗じて得た額のいずれか少ない額で、1人10万円/年を限度。最長3年 ○機械・施設：補助率30%、上限30万円。就農から3年まで	随時募集	予算の範囲内	農林部 農政課	023-641-1212 (内線436、430)	—	⑤営農費用助成
4	①山形市	新規就農支援事業 (施設修繕)	就農から5年以内の者（18歳～70歳）	新たに農業経営を開始した新規就農者（70歳以下）が行う、施設及び付帯設備の修繕に要する経費を補助。 補助率30%、上限30万円。就農から5年まで。	随時募集	予算の範囲内	農林部 農政課	023-641-1212 (内線436、430)	—	⑤営農費用助成
5	②上山市	上山市担い手等経営確立支援事業費補助金	・認定新規就農者 ・認定農業者 ・集落営農組織	農業用機械・施設で、耐用年数が5年以上のもの（中古は2年以上）の購入費を助成 ・認定新規就農者：補助率1/2（上限50万円） ・認定農業者、集落営農組織：補助率1/3（上限50万円）	令和8年3月中旬～ 4月上旬	認定新規就農者を優先に予算の範囲内交付決定	農林夢づくり課 農政企画係	023-672-1111 (内線408)	—	⑤営農費用助成
6	②上山市	上山市担い手等経営確立支援事業費補助金	地域計画に位置づけられた担い手等	水田農業に必要な農業用機械等の導入等（アタッチメントを含む。）購入費を助成（補助率1/3、上限350万円）	令和8年3月中旬～ 4月上旬	予算の範囲内交付決定	農林夢づくり課 農政企画係	023-672-1111 (内線408)	—	⑤営農費用助成
7	③天童市	農業担い手等経営確立支援事業	認定農業者又は認定新規就農者	認定新規就農者が、必要な機械等の導入又は整備する時の経費を助成。事業費が整備内容ごとに20万円以上のものが対象で、金額は経費に1/3を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額。（農外からの新規参入者は、80万円のいずれか低い額） スマート農業支援事業 補助対象事業がロボット技術や情報通信技術（ICT）等の先端技術を活用した機械等で、事業費の3分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額。	年1～2回	不定	農林課	023-654-1111 (内線212)	www.city.tendo.yamagata.jp	⑤営農費用助成
8	③天童市	天童市新規就農者農地賃借料支援事業	(支援対象者) 認定新規就農者又は農地法第3条の許可を受けた新規就農者。 (条件) ・借地権を設定した農地の50%以上が市内に存する。 ・借地権の存続期間が3年以上。 ・3親等以内の親族からの借入れでない。など	賃借料（10aあたり上限1万円）×借地権年数（上限5年）	賃借初年の翌年2月末	不定	農業委員会事務局	023-654-1111 (内線232)	www.city.tendo.yamagata.jp	⑤営農費用助成
9	④山辺町	令和8年度山辺町新規就農者経営確立支援事業	・青年等就農計画の認定を受けてから5年以内の新規就農者 ・山辺町青年農業者連絡協議会に所属し、認定農業者ではない農業者	1物件10万円以上（税抜価格）の小規模な農業用機械・施設等の取得費に対して、補助金を交付する。 補助率は1/2以内（千円未満切り捨て。限度額20万円）	—	予算の範囲内	産業課	023-667-1106	—	⑤営農費用助成
10	⑤中山町	果樹等経営安定対策支援事業	町内に住所を有する認定農業者/認定新規就農者	果樹・野菜・花き等に使用した農業購入経費の10%を補助(消費税を除く) 上限は20万円	令和8年12月中旬～ 令和9年1月中旬	予算の範囲内	産業振興課	023-662-2063	—	⑤営農費用助成
11	⑤中山町	生産基盤強化支援事業	町内に住所を有する認定農業者/認定新規就農者	農業用機械の導入経費の10分の3を補助（消費税を除く） 上限は30万円 設計金額が10万円以上で、事業実施年度において法定耐用年数に達していないもの原則として、軽トラックのような汎用性の高いものは対象外	令和8年4月下旬～ 令和8年5月上旬	予算の範囲内	産業振興課	023-662-2063	—	⑤営農費用助成
12	⑤中山町	果樹経営転換支援事業	町内に住所を有する果樹販売農家	果樹の植栽をする事業に要する経費の2分の1以内、すももとさくらんぼの晩成種は3分の2以内（上限額は15万円/10a） 家族への作業代、個人への人件費、飲食代に関する経費は対象外とする。	随時募集	予算の範囲内	産業振興課	023-662-2063	—	⑤営農費用助成

4 営農費用への助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
13	⑥寒河江市	寒河江市担い手新規就農支援事業	(1) 新規就農者／認定新規就農者又は年度内に認定新規就農者となることが見込まれる者 (2) 中高年就農者／45歳以上65歳未満の者で、新規に就農又は専業農家となり5年以内のもので認定新規就農者と同水準の営農を行っている者	【施設設備等支援事業】 施設整備、機械購入、基盤整備等の営農に係る経費を助成。45歳未満の新規就農者は、事業費の1/2以内の100万円が限度（45歳～65歳未満の中高年就農者は50万円、夫婦ともに就農する場合は150万円が限度）	—	予算の範囲内	農林課	0237-85-1763	http://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyou/nougyou/shunoshashien.html	⑤営農費用助成
14	⑦河北町	新規就農者総合支援事業	認定新規就農者	(1) 農業用機械整備事業：農業用機械の購入補助として、10万円以上で耐用年数が5年以上の農業用機械を購入した場合、購入費用の1/2（上限額50万円）を補助。 (2) 農地整備事業：補助対象者が所有権又は利用権を有する農地内の既存施設の解体・撤去、既存樹木の伐採・抜根、整地等の農地整備に関する経費の1/4（上限額25万円）を補助。 (3) 農作業施設整備事業：補助対象者が所有権又は利用権を有する土地や施設等における農作業施設（農作業小屋、農業用機械格納庫等）の整備や修繕等に関する経費の1/4（上限額25万円）を補助。	—	予算の範囲内	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	⑤営農費用助成
15	⑧西川町	農業機械施設整備支援事業	認定新規就農者等	農業用機械レンタルに対する助成	随時募集	予算の範囲内	みどり共創課	0237-74-2113	—	⑤営農費用助成
16	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	認定新規就農者等	○就農等条件整備支援 機械・施設等の購入費用を補助。経営体育成支援事業の場合、事業費の1/6以内の額とし上限100万円。経営体育成支援事業に該当しない場合は事業費の1/3の額又は、上限100万円のいずれか低い額	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
17	⑨朝日町	朝日町チャレンジ ファーマー応援事業	先進的な取り組み等を行う農業者	取り組みに要した経費を助成。事業費の1/2以内とし上限100万円	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
18	⑨朝日町	スマート農業省力化支援事業	(1) 果樹農家で①65歳以上②認定新規就農者③認定農業者④果樹栽培面積が1haを超えている生産者 ①～④のいずれかに当てはまる者 (2) ①65歳以上②認定新規就農者③認定農業者④栽培面積が1haを超えている生産者 ①～④のいずれかに当てはまる者	(1) 自動草刈機の購入費（税抜）1台あたり1/2（補助合計50万円限度） (2) パワーアシストスーツ購入費（税抜）1/210万円限度	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
19	⑨朝日町	簡易トイレ購入補助事業	①経営面積が1haを超える農家②2戸以上の農家が組織する団体③認定新規就農者	簡易トイレ購入費の1/2上限10万円	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
20	⑩大江町	大江町未来を耕す農機具支援事業	認定新規就農者	農機具購入補助として、20万円以上の農機具を購入した場合、購入費の1/3を補助（上限30万円）	—	予算の範囲内	農林課	0237-62-2115	—	⑤営農費用助成
21	⑪村山市	生産経費補助「村山市農業担い手STEP UPプログラム」（村山市担い手創造推進事業費補助金）	市内在住の認定新規就農者（経営開始5年以内）	○生産経費補助 市が認める費用の1/2を補助 青色申告者 上限30万円 白色申告者 上限20万円	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	⑤営農費用助成
22	⑪村山市	村山市重点作物に取り組む環境整備補助「村山市農業担い手STEP UPプログラム」（市重点作物推進事業費補助金）	市重点作物の生産に取り組む者 ※市重点作物＝サクランボ・モモ・スイカ・トマト	○サクランボ・モモの苗木購入経費の1/3（上限サクランボ1,500円/本・モモ800円/本）を補助 スイカ・トマトの種苗購入経費について、昨前年度より増やした本数分の1/3（上限スイカ・トマト80円/本）を補助 ○視察研修の4/5（上限100千円）を補助 ○サクランボ、トマトの園芸ハウスの軽微な改修経費の1/2（上限100千円）を補助 ○スイカかん水・排水対策経費の1/2（上限100千円）を補助 ○サクランボの結実確保対策として、蜜蜂1群設置あたり3千円を補助 ○モモの交信攪乱剤購入経費の1/2（上限2.5千円）を補助	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	⑤営農費用助成

4 営農費用への助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
23	⑫東根市	就農ファーストステップ支援事業	市内に住所を有する18歳から65歳までの就農後概ね3年未満の新規就農者で、認定農業者を目指す者であり、東根市農業委員会で新規就農者として農地を取得又は賃借した者。	①就農の際に必要な農業用設備の取得及び農業用機械の購入に要する経費に対し、補助対象経費の3分の1の補助金を交付する。(上限50万円) ②就農する年度に賃借した農地の賃借料に対し、助成金を交付する。(対象農地10aあたり7千円または賃貸料のいずれか低い額)	—	予算の範囲内	農林課	0237-42-1111	—	⑤営農費用助成
24	⑬尾花沢市	就農移住者支援事業(新規就農者支援)	経営開始後5年以内(前年度農業所得200万円以下)	①資材・苗代 10万円/年 ②農地賃借料 10万円/年 ③農作業小屋賃借料 3万円/年 ④農業機械賃借料 3万円	—	予算の範囲内	農林課	0237-22-1115	—	⑤営農費用助成
25	⑭大石田町	元気な新規就農者支援事業補助金	就農から5年以内の認定新規就農者(その他要件アリ)	①農業用機械等購入(リース・レンタル)費用の1/2(町外在住者は1/4) ②農地賃借料の1/2(町外在住者は1/4) ③助成額(①+②)の上限は、250万円(町外在住者は上限100万円)	—	予算の範囲内	農林課	0237-35-2111	—	⑤営農費用助成
26	⑮新庄市	新庄市新規就農支援事業	市内在住の認定新規就農者	認定新規就農者が農地中間管理機構から賃貸権の認定等を受けた市内農地の賃貸料を助成する。 (20,000円/10a) ※1作当たり200,000円を上限とする。	—	若干名	農林課 農業ビジネス創造係	0233-22-2111 (内線269)	—	⑤営農費用助成
27	⑮新庄市	新庄市新規就農支援事業	市内在住の認定新規就農者	認定新規就農者が青年等就農計画に基づいて導入する農業用機械・施設の費用を助成する。(対象経費の2/3 上限100万円)	—	若干名	農林課 農業ビジネス創造係	0233-22-2111 (内線269)	—	⑤営農費用助成
28	⑮新庄市	新庄市新規就農者応援事業	市内在住の認定新規就農者	国事業である経営発展支援事業の採択を受けた事業の融資額(自己負担額)の元本返済を支援する。 ※R8新規事業のため、詳細は調整中。	—	若干名	農林課 農業ビジネス創造係	0233-22-2111 (内線269)	—	⑤営農費用助成
29	⑯金山町	金山町農業機械・施設導入支援事業	町内に居住し、農業を行う者	農業用機械・施設購入費の1/3又は2/3 上限最大40万円	—	予算の範囲内	農林課	0233-29-5644	https://www.town.kaneyama.yamagata.jp/machinososhiki/nourin/noseikakari/1/4621.html	⑤営農費用助成
30	⑯金山町	金山町新規就農支援事業	49歳以下の新規就農希望者	就農初年度に100万円を交付	R8.6月末	予算の範囲内	農林課	0233-29-5644	https://www.town.kaneyama.yamagata.jp/machinososhiki/nourin/noseikakari/1/4623.html	⑤営農費用助成
31	⑰舟形町	園芸拡大ジャンプアップ事業	①新規就農者(販売額70万円以上を目指す者) ②新たに対象作物を栽培する農業者(販売額70万円以上を目指す者) ③事業実施前年と3年後を比較して、販売額が補助金額を2倍した額以上の拡大が見込める者 ④認定新規就農者	○補助率・交付上限額 1/2、40万円。ただし、③は1/3、50万円。 ○研修を行う新規就農者への優遇措置 ・補助率の引き上げ(1/2→3/4)、交付上限額の引き上げ(最大交付上限額100万円) ・町内農家からの栽培指導 ○対象経費 種苗、資材)、機械等の導入費用 ○対象作物 町重点振興作物等	令和8年4月1日～	予算の範囲内	農業振興課 新規就農・女性活躍支援室	0233-32-0947	https://www.town.funagata.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
32	⑱真室川町	元気な農業創生事業(6小規模農業者への農業機械等購入支援事業)	町内在住の認定新規就農者	園芸作物に係る農業機械の購入に係る経費補助 定率補助 1/3(対象経費の上限:1機種60万円)	随時募集	予算の範囲内	農林課	0233-62-2052	—	⑤営農費用助成
33	⑳大蔵村	農業後継者等自立支援事業	農業後継者(概ね40歳以下)並びに新規就農者(概ね45歳以下)の者、又は農業後継者等の団体の代表者	農業経営に必要な農地取得及び施設整備で、自己負担分の借入に係る約定償還表により確認した借入日から、5ヵ年分の利子相当額(限度額100万円)を助成	—	予算の範囲内	農林課	0233-75-2105	—	⑤営農費用助成
34	⑳大蔵村	新規就農者確保事業	新規就農者育成総合対策(経営開始資金)の対象者で新規就農1年目の者	新規就農年次にのみ、50万円を村でかさ上げて給付する。	—	予算の範囲内	農林課	0233-75-2105	—	⑤営農費用助成
35	㉑米沢市	米沢市未来を拓く農業支援事業	認定新規就農者及び農業後継者	農業後継者・認定新規就農者が自ら主体となつて行う農産物の生産、新商品の開発、先端技術を活用した機械の導入の積極的な取組を支援する。補助率1/2(上限100万円※) ※先端技術活用事業の上限は50万円	令和8年4月1日～ (予算の範囲内)	予算の範囲内	農業振興課	0238-22-5111	http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
36	㉑米沢市	米沢市未来につなぐ園芸産地強化事業費補助金	認定新規就農者及び認定農業者	園芸農業を営む農業者の持続的な農業実現のため、機械、設備購入や改修、優良品種苗の導入等の取組を支援する。 補助率 1/3(1,000円未満の端数の額は切捨て) 取組ごとの補助上限額は次のとおり。 ①機械設備購入、施設の改修、温暖化対策 100万円 ②優良品種苗の導入 30万円 ③第三者から継承する施設等の移設・改修 25万円	—	予算の範囲内	農業振興課	0238-22-5111	http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
37	㉒川西町	経営発展資金利子助成事業	認定農業者及び認定新規就農者	資金の借入に係る利子助成。 融資額:50万円以上500万円以内 利率:1.5%(町の利子助成により実質無利子)	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	予算の範囲内	農林課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑤営農費用助成

4 営農費用への助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
38	㉔川西町	新規就農総合支援事業	①認定新規就農者 ②農業次世代人材投資事業経営開始型非対象者及び新規就農者育成総合対策（経営開始資金）非対象者	施設、機械（中古を含む）等の営農に係る経費の1/2又は20万円のいずれか低い額。	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	予算の範囲内	農林課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑤営農費用助成
39	㉔長井市	長井市生き生き就農機械施設整備事業	農業次世代人材投資事業（経営開始型）、新規就農者総合対策（経営開始資金）対象者	①軽トラック等（貨物車）（3分の1補助で上限30万円） ②トラクター（2分の1で上限50万円） ③管理機（2分の1で20万円が上限） ④収穫・出荷用等機械（2分の1以内で20万円が上限） ⑤ハウス（2分の1以内で30万円が上限）。 ⑥市長特認（2分の1以内で20万円上限）各制度1回限り。	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
40	㉔長井市	長井市生き生き就農農地等賃借支援事業	農業次世代人材投資事業（経営開始型）、新規就農者総合対策（経営開始資金）対象者	農地賃借料の2分の1以内で年間30万円が上限。3年間。	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
41	㉔白鷹町	新規就農者育成支援事業（農業用物件等導入支援）	・本籍及び前住所が町外であること ・「農業経営計画」を有する者 ・「農業経営計画」の実現を保証又はサポートする者がいる者 ・農業用物件等を本人名義で取得又は賃貸借契約等の締結を行う者 ・車両導入においては、賠償責任等に応じるに足る損害保険に加入していること ※農業経営計画：青年等就農計画、農業次世代人材投資事業に基づく研修計画等	農業用機械・車両（軽トラックに限る）及び施設・設備等に要する経費の1/2又は50万円のいずれか低い額を助成	随時	予算の範囲内	農政課	0238-85-6107	http://www.town.shirataka.lg.jp/	⑤営農費用助成
42	㉔飯豊町	農機具等整備支援事業	認定新規就農者	農業経営に必要な農業用機械・設備の取得費用に対し、1/2もしくは30万円のいずれか低い額を上限として補助金を交付する。1ターンの就農した者は軽トラックや除雪機も助成対象とする。申請は年度内で1回とし、5年間の認定期間内に支援する。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0525	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
43	㉔飯豊町	土地改良費補助事業	認定新規就農者	農地を良好にするために行う工事等（畦畔除去、砂利除去、水路工事、暗渠埋設、農地改良）の費用を助成。対象経費の1/2もしくは30万円のいずれか低い額を上限として補助金を交付する。申請は年度内で1回とし、5年間の認定期間内に支援する。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0525	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
44	㉔鶴岡市	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業（オーダーマイド型独立就農支援事業）	認定新規就農者であって、かつ地域計画に位置付けられている者又は位置付けられることが確実な者	農業所得目標の達成に直接的に必要な事業に要する経費であり、国及び県の補助事業の対象とならない小規模な農業用機械・施設の導入や、無人ヘリオペレーター免許、ドローン操縦免許等の取得、営農に必要な機械の設置を目的とした電気工事に係る経費、新規取得した中古農業用ハウスの交換修繕に係る費用 補助金額上限50万円 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費、単に肥育の用に供する家畜の購入経費は対象外	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	⑤営農費用助成
45	㉔鶴岡市	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業（農業機械・農業用ハウスリース支援事業）	認定新規就農者であって、かつ地域計画に位置付けられている者又は位置付けられることが確実な者	農業用機械の賃借料年額の1/3又は5万円のいずれか低い額を助成	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	⑤営農費用助成
46	㉔鶴岡市	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業（農地賃借料支援事業）	転入後10年を経過しないUターン者で認定新規就農者、かつ地域計画に位置付けられている者又は位置付けられることが確実な者	農地の賃借料年額又は2万円のいずれか低い額を助成	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	⑤営農費用助成
47	㉔三川町	新農業所得構造改革推進事業	町内農業者及び団体等	・土づくり支援（土壌改良剤散布支援） ・瑞穂の郷づくり支援（直播・密苗・規模拡大機械導入支援） ・園芸等生産向上支援（園芸用ハウス整備、機械導入支援等）	令和8年4月1日～ 令和8年6月26日	予算の範囲内	産業振興課	0235-35-7017	http://www.town.mikawa.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
48	㉔三川町	リーディングファーマーズ銀行事業	町内農業者及び団体等	機械施設等導入のために借り入れた融資に対して利子補給（3年を上限）	募集終了 （令和8年度で支援終了）	特になし	産業振興課	0235-35-7017	http://www.town.mikawa.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
49	㉔庄内町	庄内町農業本気やる気プロジェクト支援事業	認定新規就農者	将来における農業経営の確立を目指すための施設の整備、機械導入等への支援 新規整備の場合1/3以内、修繕又は更新の場合1/4以内、上限100万円 先進技術等研修支援事業への補助 補助対象経費の3/10以内、上限10万円	—	予算の範囲内	農林課	0234-42-0169	https://www.town.shonai.lg.jp	⑤営農費用助成

4 営農費用への助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
50	㊸遊佐町	新規就農サポート事業（農業用機械等整備支援事業）	町内に住所を有する50歳未満の者で、新規就農者又は認定農業者 ただし、過去に本町の助成事業で同様の補助を受給した者を除く。	農業経営に必要な農業用機械又は設備等の整備に要した経費の1/2を補助金交付（上限10万円）	随時募集	予算の範囲内	産業課	0234-72-5882		㊸営農費用助成